

2021年4月30日

加盟団体代表者 殿

公益財団法人全日本ボウリング協会
会長 北



緊急事態措置におけるボウリング公認競技場の施設利用について
【内閣官房宛嘆願への回答のご報告】

平素は当協会の諸事業に格別のご理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当協会は4月27日に内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室を訪問し、「緊急事態措置におけるボウリング公認競技場の施設利用について」嘆願を提出いたしました。

嘆願は、新型コロナウイルス感染症拡大により4都府県に4月25日より緊急事態宣言が発出され、ボウリング場も休業・休止要請の対象に挙げられている一方で、一部の屋内運動施設については原則休止としながらも全国大会等は無観客による開催が認められることや、スポーツ行事を含む全ての催物についても原則として無観客での開催とされていることに鑑み、JBC公認競技場ボウリングセンターにおいて純然たるスポーツボウリングの競技会であるJBC公認競技会を開催することを認めていただくようお願いする内容でありました。

この嘆願に対し、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より4月28日に電話および4月29日にメールにて回答を賜りました。

昨日、「ボウリング公認競技場の施設利用」として、「純然たるスポーツボウリングの競技会」は認めてほしいとのご要望をいただきました。

事務連絡上では、すでに「特に、体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場等は全国大会等が想定され、原則休業だが、無観客を前提に開催可能。無観客化で開催するケースについては、上記分類によらず、各都道府県で適切に判断すること」と記載しているところですが、今般、ボウリング場についても、休業要請は継続しつつ、全国大会等は無観客を前提に開催可能である旨、明確化し、各都府県に連絡する方針です。具体的には個別の判断によりますし、感染症対策の中、なるべく慎重な対応(どうしても延期できないものを中心に開催する方針)をお願いできればと考えておりますが、他方、ボウリング業界における活動の意義等も理解しております。是非、各都府県とも十分・緊密に御相談の上、対応を進めていただければと考えています。

この回答により、今般の休業要請を受け入れ営業を休止されているJBC公認競技場ボウリングセンターにおいても、JBC公認競技会は無観客を前提に開催可能であると示されました。また電話での回答においては、「全国大会等」に予選会等関連する重要な大会も含まれる旨を確認しております。当協会の事業とスポーツボウリングの活動の意義をご理解いただけたことに対し、感謝申し上げます。

4都府県を含む加盟団体各位におかれましては、引き続き内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室および各都道府県による感染予防策と当協会の新型コロナウイルス感染症予防策ガイドラインを遵守し、感染予防に万全を期して競技会を実施いただきますよう、また会員選手に対し指導いただきますようお願い申し上げます。

以上

2021年4月27日

新型コロナウイルス感染症対策担当大臣
西村 康稔 様

公益財団法人全日本ボウリング協会
会 長 北 川



緊急事態措置におけるボウリング公認競技場の施設利用について

平素は当協会の諸事業に格別のご理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当協会では昭和49年より、ボウリング場をスポーツボウリングのための競技場として認証する「JBC公認競技場制度」を実施しております。当協会が公認するリーグ戦を含む競技会（以下JBC公認競技会）は、すべてこのJBC公認競技場として認証・登録されたボウリング場で開催することとしております。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大により4都府県に4月25日より緊急事態宣言が発出され、ボウリング場も休業・休止要請の対象に挙げられております。一方で、一部の屋内運動施設については原則休止としながらも、全国大会等は無観客による開催が認められると伺っております。またスポーツ行事を含む全ての催物についても、原則として無観客での開催を要請されております。

JBC公認競技会は純然たるスポーツボウリングの競技会であります。他の運動施設と同様に、JBC公認競技場においてJBC公認競技会を開催することを認めていただきたく、切にお願い申し上げます。

なお、JBC公認競技会を実施する場合、無観客で開催すること、JBC公認競技場の利用時間を20時までとすること、参加選手は当協会が制定する新型コロナウイルス感染症予防策ガイドライン遵守と競技場内での感染対策を徹底することなど、感染予防に万全を期すことといたします。

また、本件に関し早急にご検討いただき、ご回答を賜りたく、お願い申し上げます。

敬具

添付資料

JBC公認競技場制度 規程等一式

JBC公認競技場一覧（2021年3月31日現在）

公益財団法人全日本ボウリング協会

ボウリング施設、設備及び競技用具認証規程

(目的)

第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）は、本協会並びに加盟団体が主催、共催あるいは後援、主管する競技会に使用する施設、設備及び競技用具は、全て世界ボウリング連盟（World Bowling）の規格に基づき、検査、認証並びに指導を行い、ボウリング競技の公正かつ健全な普及、発展を図る目的をもって、本規程を制定する。

(定義)

第2条 認証を必要とするものは、原則として施設、設備、競技用具規格に記載されたものとする。

- 2 本協会の検査を受けて合格した施設、設備及び競技用具は、公式の競技会を開催できる施設、設備又は公式競技に使用し得る十分な精度を持った用具であることを本協会が認証したものとする。
- 3 本協会並びに加盟団体が主催、共催あるいは後援、主管する競技会には、すべて本協会により認証されたものを使用しなければならない。

(検査義務)

第3条 施設の部分や用具で新しいものを公認競技会に使用する場合には、使用以前に本協会の検査を受け合格し、認証されなければならない。

- 2 この場合、本協会指導委員会の検査を受け理事会の承認を得るものとする。
- 3 公認競技場に登録する競技場がレーン認証検査を実施する場合、競技場内にあるすべてのレーンの検査を受けなければならない。
- 4 検査項目及び内容等は、別に定めるボウリング施設、設備及び競技用具の認証規格によるものとする

(検査認証手続き)

第4条 施設、設備及び競技用具の検査認証を受けようとする者は、所定の申請書に必要書類、資料、検査料、認証料を添えて提出しなければならない。公認競技場に登録する競技場は併せて所定の申請書に登録料を添えて提出しなければならない。ただし、一度受け取った料金は、いかなる理由があっても返還しない。

(検査員)

第5条 検査は、本協会指導委員及び認証検査員、公認レーン検査員もしくは特に任命された者が行う。

- 2 公認レーン検査員は、別に定める細則により任命する。

(証明書類等の交付)

第6条 検査に合格し認証され、かつ公認競技場登録をする施設、設備には本協会の公認競技場証、公認競技場ステッカー、公認競技場登録証並びに認証ステッカーを交付する。また、用具には本協会の認証ラベルを貼付する。

(有効期限)

第7条 設備のうちレーン及びアプローチ関連部分の認証有効期限と、公認競技場登録の有効期限は別に定める。

(認証の取消し)

第8条 検査認証された施設、設備及び競技用具は、随時抜取り検査を実施し認証の条件に合致しない事実が生じたときは認証を取消す。

(検査料及び認証料)

第9条 検査料、認証料および登録料の項目は次のとおりとし、各料金については別に定める。

(1) 検査料

- 1レーンにつき(新、増設)
- ボウリングピン1種類につき
- ボウリング機械1種類につき

(2) 認証料

- 1センターにつき
- ボウリングピン1種類につき

(3) 登録料

- 1センターにつき

(4) 再検査料

- 1センターにつき検査員旅費規程
- 1レーンにつき
- ボウリングピン1種類につき

(規程の改廃)

第10条 本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附 則

- (1) 本規程は、1974年(昭和49年)2月24日より施行する。
- (2) 本規程は、1996年(平成8年)4月1日より施行する。
- (3) 本規程は、2001年(平成13年)4月1日より施行する。
- (4) 本規程は、2002年(平成14年)4月1日より施行する。
- (5) 本規程は、2006年(平成18年)4月1日より施行する。
- (6) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日より施行する。
- (7) 本規程は、2015年(平成27年)4月1日より施行する。
- (8) 本規程は、2017年(平成29年)4月1日より施行する。
- (9) 本規程は、2019年(平成31年)4月1日より施行する。

公益財団法人 全日本ボウリング協会 公認競技場設置基準

公益財団法人全日本ボウリング協会の公認競技場として、競技施設の公認を受けようとする競技場は、次の条件を具備したものとする。

1. 公認を受けようとする施設は、当協会のボウリング施設、設備及び競技用具認証規程に基づき認証された競技場であること。
2. 公認を受けようとする競技場は、当協会が自主的かつ円滑に運営できるよう協力できるものであること。
3. 次の事項を厳守できる競技場であること。
 - (1) ボウリング場が開催する大会、競技会に賞品又は景品として高額商品を提供しないこと。賞品又は景品の提供者がボウリング場であっても、第三者であってもならない。賞品はその名誉を称えるものであり、高額商品とはボウラーの射こう心をあおるものすべてである。従って金銭又は金銭に替える恐れのあるものを提供してはならない。
 - (2) 青少年（18歳未満）の入場については、都道府県条例に従うと共に、青少年の競技については、正常な指導育成を行うこと。
 - (3) 営業時間は午前0時までとし、以降の営業については、次の環境基準を満たしていること。
 - ①競技場内の照度を高め、場内の清潔を保つこと。
 - ②社員の巡回を義務づけること。
 - ③警察官立寄所を設置すること。
 - ④その他、不測の事故が発生しないよう常に万全の対策を講ずること。
 - (4) その他、スポーツボウリングの正常かつ健全な発展を阻害あるいは阻害する恐れのあることで、当協会並びに連盟の指示を無視したり、指示を受けないで競技の開催や施設の提供をしないこと。
4. 公認競技を開催する場合は、競技管理が競技規程及び競技会規程により実施されるものに協力ができ、施設の公認状態が維持できるものであること。
5. 以上の諸条件に同意する競技場は、別に定める協会公認競技場申請書を提出し、協会指導委員会の審査を受ける。
6. 審査の上承認された競技場は登録料を納めるものとする。ただし、一度受け取った料金はいかなる理由があっても返還しない。
7. 公認された競技場には以下のものを交付する。
 - ①公認競技場証
 - ②公認競技場ステッカー
 - ③公認競技場登録証
 - ④レーン認証ステッカー
8. 公認施設の内容等に変更が発生した場合は、直ちに届出するものとする。
9. 公認競技場登録の継続を必要とする場合は、期限満了前に継続公認登録手続きをおこなうものとする。
10. 公認を受けたのち、規程及び基準に違反し、又は、指示、勧告に違反した事実が発生した時は、当該公認を取り消す。

11. (1) 本基準は、昭和 47 年 3 月 1 日より実施する。
- (2) 本基準は、昭和 48 年 7 月 5 日より実施する。
- (3) 本基準は、平成 2 年 3 月 16 日より実施する。
- (4) 本基準は、平成 24 年 4 月 1 日より実施する。
- (5) 本基準は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。